○外務省令第十四号

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条第四項、旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第三条第一項及び旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三百八十二号）附則第二条第四項の規定に基づき、国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十二月二十七日

外務大臣　林　芳正

国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（国外における旅券手数料の額を定める省令の一部改正）

第一条　国外における旅券手数料の額を定める省令（平成十八年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（別表）

［略］

大洋州

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第20条第1項第1号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第20条第1項第2号の処分に係る手数料（5年旅券）	処分の申請をする者が12歳未満であるとき	法第20条第1項第3号の処分に係る手数料（限定旅券等）	法第20条第1項第4号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第20条第1項第5号の処分に係る手数料（査証欄増補）	法第20条第1項第6号の処分に係る手数料（渡航書）
［略］								
オーストラリア	オーストラリア・ドル	198	136	74	74	20	31	31
キリバス	キリバス・ドル	198	136	74	74	20	31	31
サモア	サモア・タラ	381	262	143	143	38	60	60
［略］								
トンガ	パ・アンガ	340	234	128	128	34	53	53
ニューカレドニア	パシフィック・フラン	14,955	10,280	5,605	5,605	1,495	2,335	2,335
ニュージーランド	ニュージーランド・ドル	211	145	79	79	21	33	33
［略］								

［略］

欧州・中央アジア

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第20条第1項第1号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第20条第1項第2号の処分に係る手数料（5年旅券）	処分の申請をする者が12歳未満であるとき	法第20条第1項第3号の処分に係る手数料（限定旅券等）	法第20条第1項第4号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第20条第1項第5号の処分に係る手数料（査証欄増補）	法第20条第1項第6号の処分に係る手数料（渡航書）
［略］								
クロアチア	ユーロ	125	86	47	47	13	20	20
［略］								

改正前

（別表）

［同上］

大洋州

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第20条第1項第1号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第20条第1項第2号の処分に係る手数料（5年旅券）	処分の申請をする者が12歳未満であるとき	法第20条第1項第3号の処分に係る手数料（限定旅券等）	法第20条第1項第4号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第20条第1項第5号の処分に係る手数料（査証欄増補）	法第20条第1項第6号の処分に係る手数料（渡航書）
［同上］								
オーストラリア	オーストラリア・ドル	198	136	74	74	20	31	31
［項を加える。］								
サモア	サモア・タラ	381	262	143	143	38	60	60
［同上］								
トンガ	パ・アンガ	340	234	128	128	34	53	53
［項を加える。］								
ニュージーランド	ニュージーランド・ドル	211	145	79	79	21	33	33
［同上］								

［同上］

欧州・中央アジア

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第20条第1項第1号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第20条第1項第2号の処分に係る手数料（5年旅券）	処分の申請をする者が12歳未満であるとき	法第20条第1項第3号の処分に係る手数料（限定旅券等）	法第20条第1項第4号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第20条第1項第5号の処分に係る手数料（査証欄増補）	法第20条第1項第6号の処分に係る手数料（渡航書）
［同上］								
クロアチア	クーナ	940	645	355	355	95	145	145
［同上］								

備考　表中の［］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。